



第162号 令和4年5月20日発行

総合型地域スポーツクラブ 公式メールマガジン

このメールマガジンはスポーツ振興くじ助成金を受けて配信しています。
スポーツ振興くじについてはこちらから
[日本スポーツ振興センターHP] <http://www.jpn-sport.go.jp/>

スポーツくじ



スポーツ振興くじ助成事業



特集

公益財団法人日本スポーツ協会
総合型地域スポーツクラブ全国協議会
▶▶▶ 総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度の概要



特集

障がい者スポーツに取り組むクラブ

- ▶▶▶ NPO法人斐川体育協会 ひかわスポーツ夢クラブ(島根県)
- ▶▶▶ NPO法人しいだコミュニティ倶楽部(福岡県)



連載

学校運動部活動と連携するクラブ

- ▶▶▶ 一般社団法人スポーツリンク白川(岐阜県)



助成金情報 ▶▶▶ 詳細



お知らせ ▶▶▶ 詳細



バックナンバー ▶▶▶ 詳細



公益財団法人

日本スポーツ協会



特集

公益財団法人日本スポーツ協会 総合型地域スポーツクラブ全国協議会 総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度の概要

令和4年4月1日から総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度（以下「登録・認証制度」という。）の運用がスタートしました。

今回は、登録・認証制度創設の経緯を含むその概要についてご説明します。

1 創設の経緯

総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）には、地域スポーツ環境の整備とともに、行政等と連携・協働したスポーツを通じた地域課題解決などの公益的な役割を期待されているものの、必ずしも十分に機能しているとはいえないとの指摘があります。

総合型クラブが公益的な役割を担っていくためには、総合型クラブと行政等のそれぞれにおいて次に示す取組を行うことが重要であることが、これまでの調査で明らかになっています。総合型クラブとしては、「総合型クラブ自らが質的充実に向けた取組を行う」ことが必要であり、行政等としては、「総合型クラブを理解し、活動施設の確保や広報等による支援」を行うことが求められています。

このことから、登録・認証制度はこれらの取組をしっかりと進めるための基盤となる仕組みとなることが期待されています。

2017（平成29）年に策定された国の第2期スポーツ基本計画において、登録・認証制度の整備に関する施策が示され、その後5年間にわたり、スポーツ庁、日本スポーツ協会、都道府県体育・スポーツ協会（以下「都道府県スポ協」という。）、都道府県行政（広域スポーツセンターを含む）及び総合型地域スポーツクラブ全国協議会（注）（以下「全国協議会」という。）、都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「都道府県協議会」という。）の皆さまとともに登録・認証制度の整備に向けた議論を進めてきました。

令和2年3月に日本スポーツ協会において登録・認証制度を制定し、その後、各都道府県内における制度や体制の整備を経て、本年4月1日から登録・認証制度の運用がスタートしました。

（注）日本スポーツ協会が2009（平成21）年に組織内組織として創設。全都道府県に創設された「都道府県協議会」を通じ、2690クラブが加入。（令和3年度時点）



2 「登録」と「認証」について

1) 定義

はじめに、「登録」と「認証」の定義について説明します。

スポーツ庁が示した登録・認証制度の枠組み（平成31年2月12日スポーツ庁「総合型地域スポーツクラブにおける登録・認証制度の整備について」）では、「登録」と「認証」を次のように定義しています。

- ①「登録」とは、総合型クラブからの申請に基づき、制度の運用主体が「登録基準」に合致したと判断した場合に、総合型クラブとしての名簿に記載する手続とする。
- ②「認証」とは、当該クラブが登録手続を完了した後、当該クラブからの申請に基づき、制度の運用主体があらかじめタイプ別に用意した「認証基準」のいずれかのタイプに当該クラブをあてはめ、タイプに応じて当該クラブを名簿に記載する手続とする。

この度、日本スポーツ協会において制定した登録・認証制度についても、この定義に基づいて「登録」と「認証」の2つの手続きについて定めることとしています。

なお、制度の枠組みに定義されている「名簿に記載する手続」とは、登録・認証制度においては、全国協議会に「登録」する手続き、又は全国協議会が「認証」する手続きとしています。

2) 「登録」と「認証」のイメージ

図1は、「登録」と「認証」のイメージ概要であり、「登録」と「認証」のいわゆる2階建ての構造としています。

登録を希望するクラブは、1階部分の登録基準を満たす必要があります。

登録基準は大きく2種類あります。図の下部にある「基本基準」と、その上にある「都道府県協議会独自基準」となります。この都道府県協議会独自基準は各都道府県の実情に応じて任意に設けることができるものです。

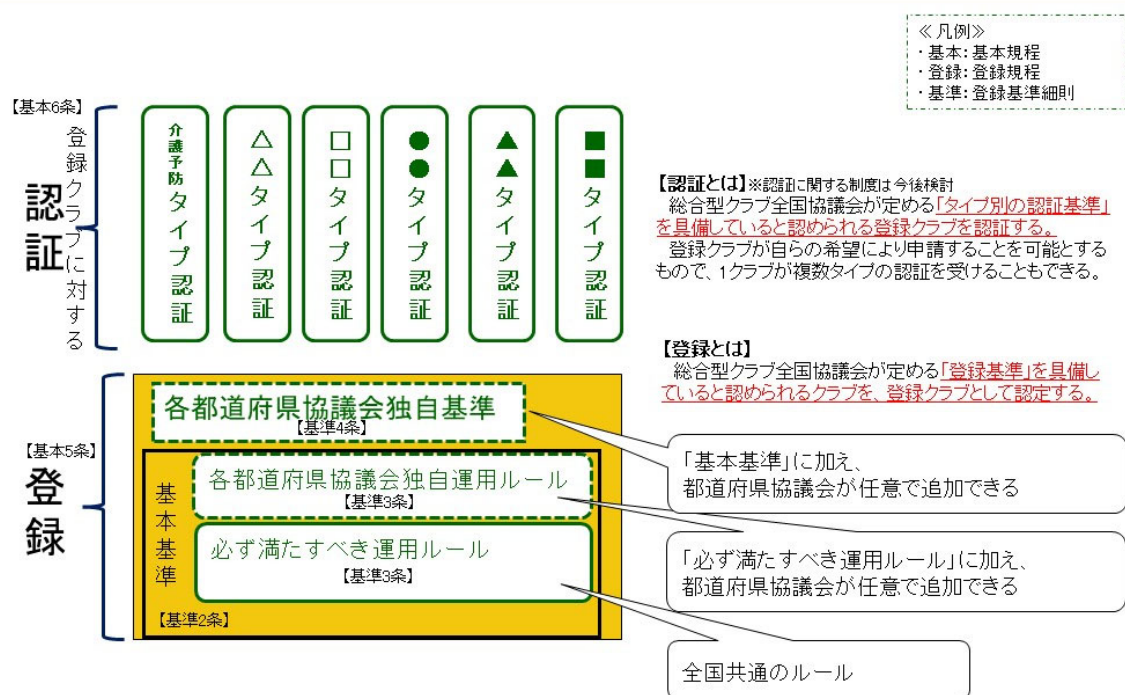
なお、基本基準の中にも2つのルールがあります。「必ず満たすべき運用ルール」、これは全国共通のルールです。そして、その上にある「各都道府県協議会独自運用ルール」を各都道府県の実情に応じて任意に追加することができるものとしています。

また、2階部分の認証については、登録しようとするクラブが登録手続きを完了した後に、さらに自らのクラブの特徴に応じた認証を希望する場合に任意での申請を可能とするものです。

認証部分の制度に関しては、現段階では策定に至っていませんので、今回ご説明する内容は、1階部分の登録に関する制度になります。

図1.「登録」と「認証」のイメージ

※登録・認証制度各種規程を基に作成



©2022 Japan Sport Association All Rights Reserved.

3) 登録基準

表1に登録基準を示しています。

表の左から2つ目の列に「分類」という項目があり、(1)活動実態に関する基準、(2)運営形態に関する基準、(3)ガバナンスに関する基準の3つに分類しています。

各分類(基準)には、それぞれ「個別基準」を設け、この「個別基準」の適用範囲として、「必ず満たすべき運用ルール」を定めています。

なお、「(1)活動実態に関する基準③適切なスポーツ指導者を配置している。」の必ず満たすべき運用ルールである「・クラブマネジャー又は事務局員の少なくとも1名は、日本スポーツ協会公認クラブマネジャー又はアシスタントマネジャー資格を有している。」及び「・定期的なスポーツ活動において、日本スポーツ協会が公認スポーツ指導者を養成している競技・種目については、当該競技の公認スポーツ指導者資格を有するスポーツ指導者が少なくとも1名は配置されている。」に関しては、下段の※印の3に記載の通り、「当面の間は移行措置として、本基準が満たされないことを理由として、登録を不可とすることはしない。」としています。

このほかの基準についての説明は、紙面の都合上、割愛いたしますが、これまで総合型クラブとして設立されたクラブの多くが今回の基準を満たすことができるよう最低限の基準としています。また、前述のとおり、移行措置として当面の間は適用しないものもあります。今後、制度を運用していく中で、登録クラブの状況に応じて移行措置の終了時期については検討していきます。

表1. 登録基準

※登録・認証制度各種規程を基に作成（登録基準細則第3条・第4条）

	分類	個別基準	必ず満たすべき運用ルール
基本基準	(1) 活動実態に関する基準	① 多様目(複数種目)のスポーツ活動を実施している。	・ 定期的※1なスポーツ活動を2種目以上実施している。
		② 多世代(複数世代)を対象としている。	・ 次の世代区分のうちいずれか2区分以上の会員※2がいる。 (世代区分) A) 未就学児、B) 小学生、C) 中学生、D) 高校生(～18歳)、E) ～29歳、 F) ～39歳、G) ～49歳、H) ～59歳、I) ～69歳、J) 70歳～
		③ 適切なスポーツ指導者を配置している。	・ クラブマネージャー又は事務局員の少なくとも1名は、日本スポーツ協会公認クラブマネージャー又はアシスタントマネージャー資格を有している。※3 ・ 定期的なスポーツ活動において、日本スポーツ協会が公認スポーツ指導者(以下「公認スポーツ指導者」という。)を養成している競技・種目については、当該競技の公認スポーツ指導者資格を有するスポーツ指導者が少なくとも1名は配置されている。※3
		④ 安全管理体制を整備している。	・ 緊急連絡体制を整備している。※4
	(2) 運営形態に関する基準	⑤ 地域住民が主体的に運営している。	・ 規約等※5・事業計画・予算、事業報告・決算を議決する意思決定機関の議決権を有する者の過半数が総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)の所在する市町村※6の住民である(又は当該市町村の住民と当該市町村に近隣の市町村の住民を合算すると過半数である)。 ・ 非営利組織である。※7
	(3) ガバナンスに関する基準	⑥ 規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。	・ 規約等※5の改廃に必要な議決について当該規約等に定めている。
		⑦ 事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。	・ 事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録(出席者が明記されているもの)が提出されている。

※1: 定期的とは、年間で12回以上実施することを示す。

※2: 会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を示す(月会費や教室・イベントごとの参加費等は含まない)。

ただし、この基準を満たす総合型クラブは限られてしまう可能性もあることから、移行措置として当面の間は申請した総合型クラブが会員として扱っている者を会員としてみなす。

※3: 当面の間は移行措置として、本基準を満たされないことを理由として、登録を不可とすることはしない。

※4: 不測の事態に備え、予め、医療機関をはじめとした各種機関・団体等や総合型クラブ内関係者の緊急時に関する連絡体制を整えていることを指す。

※5: 規約・会則・定款等を指す。

※6: 特別区は市町村に準ずる。

※7: 営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外。

©2022 Japan Sport Association All Rights Reserved.

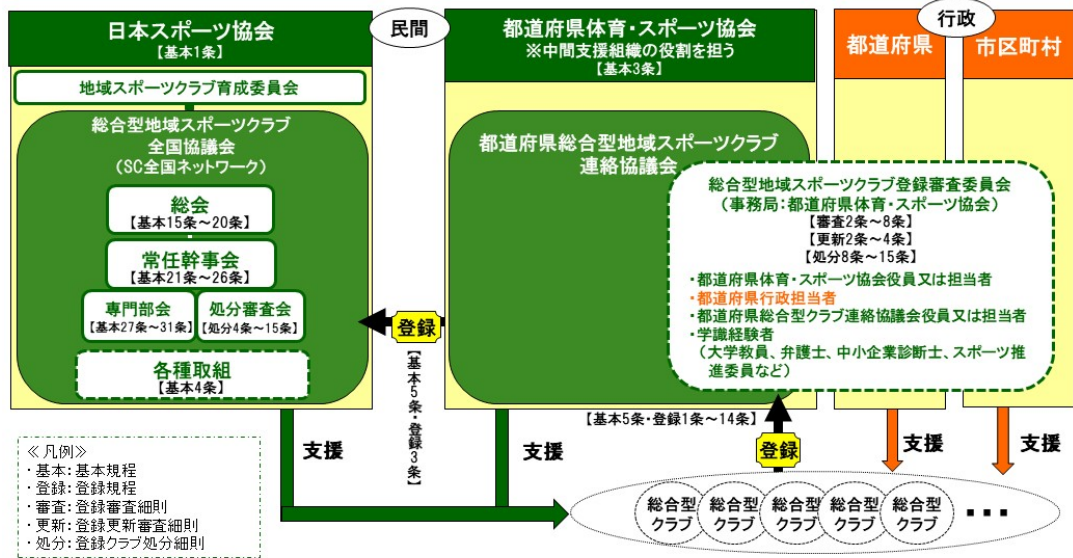
3 制度の運用体制

図2は、登録に関する制度の運用体制図となります。

図の左側に、日本スポーツ協会組織を置き、右側に都道府県レベルの組織を記載しています。左側の日本スポーツ協会では、日本スポーツ協会の地域スポーツクラブ育成委員会が全国協議会を設置しています。

また、右側の都道府県レベルでの組織体制は、都道府県協議会を都道府県スポ協が設置した組織として位置づけ、都道府県協議会、都道府県スポ協、都道府県行政の3者が登録・認証制度という一つの共通認識を基に役割分担をしていくというイメージになっています。

図2. 登録・認証制度の運用体制図(登録に関する制度)



©2022 Japan Sport Association All Rights Reserved.

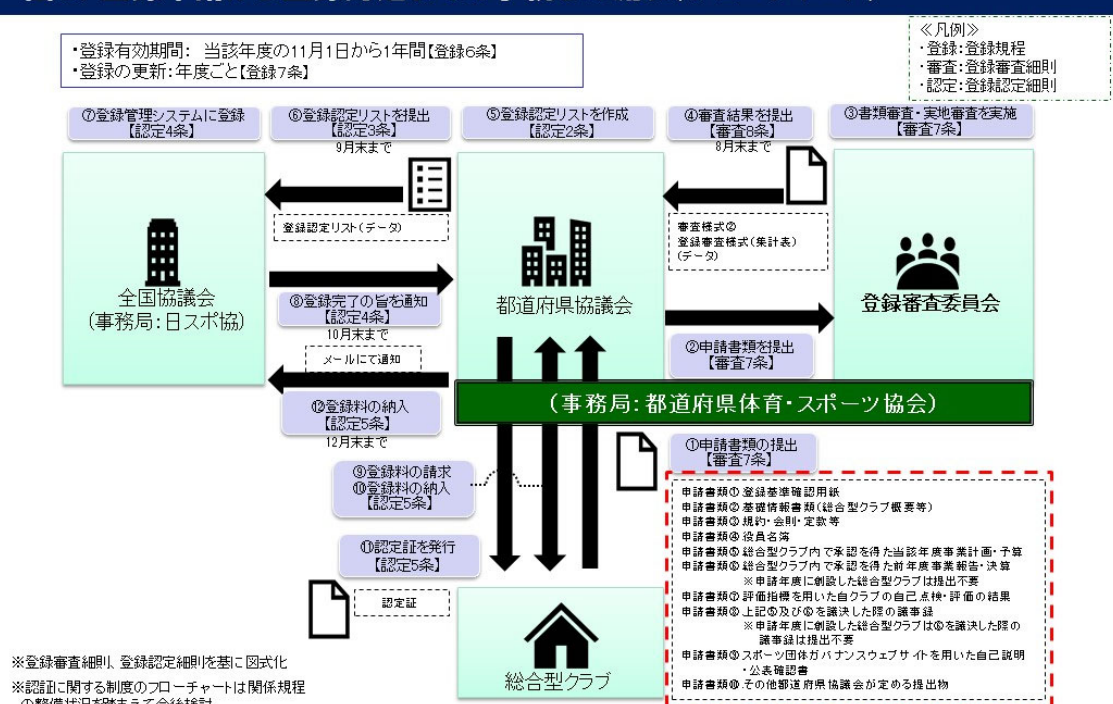
4 登録申請から登録認定までの手続きの流れ

図3は、登録申請から登録認定までの手続きの流れをフローチャートで示したものです。

資料下部の総合型クラブの絵(クラブハウスのようなマーク)の右上「①申請書類の提出」から、資料の中ほどの「⑫登録料の納入」までの手続きを示しています。

総合型クラブは、都道府県協議会を通じて、全国協議会に登録する手続きとなっています。

図3. 登録申請から登録認定までの手続きの流れ(フローチャート)



©2022 Japan Sport Association All Rights Reserved.

5

登録料

登録料は1クラブ当たり1年間で5,000円としています。このほか、都道府県協議会ごとに必要な登録料等を設定している場合もあります。

登録料5,000円については、この登録制度を運用していくにあたって必要となる経費の一部に充当することとしています。

登録クラブに登録料を納めていただくことにより、全国協議会は全国の登録クラブが参集して構成する、いわゆるメンバーシップによる組織として確立する第一歩にできればと考えています。

6

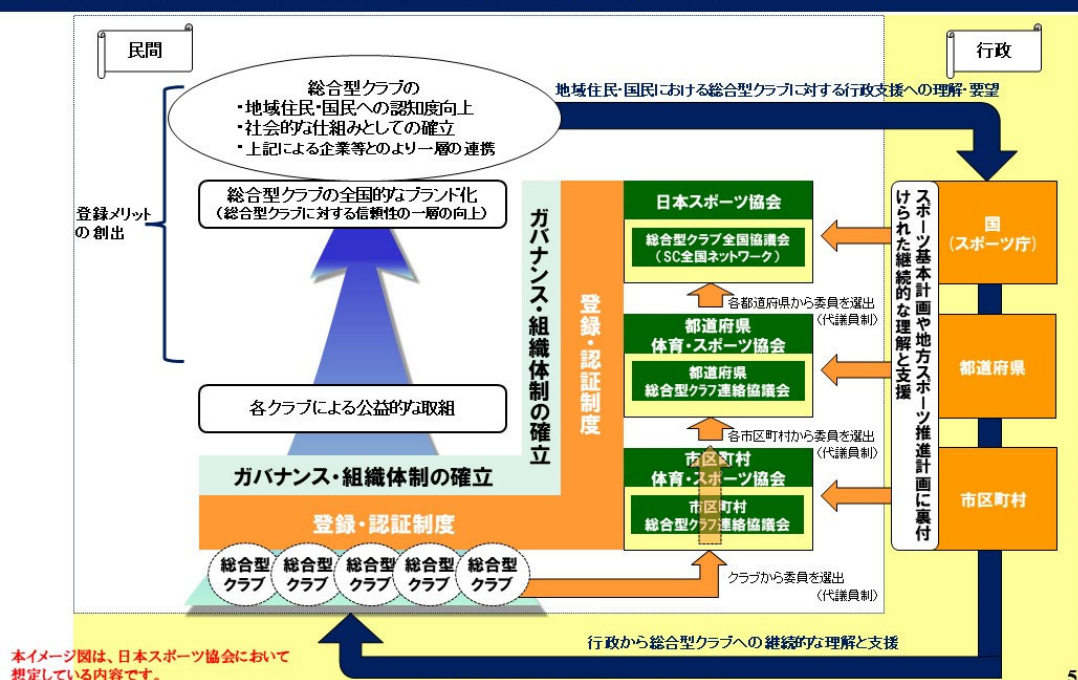
制度がもたらす効果

図4は、制度がもたらす効果のイメージを示しています。

中央に逆エル字型で登録・認証制度を示していますが、下部の各クラブから右に伸びる矢印にあるように、市町村や都道府県段階から委員を選出することでボトムアップの体制（代議員制）を確立するとともに、各級スポ協組織は、関係者全員の拠り所となる登録・認証制度により、ガバナンス・組織体制を確立し、各クラブの公益的な取組を側面支援することで、総合型クラブの全国的なブランド化を図ります。

登録・認証制度の創設により、ガバナンス・組織体制の確立を図ることで、総合型クラブの公益性が高まるとともに、地域住民や国民に認知され、総合型クラブが社会的な仕組みとして定着し、企業等とのより一層の連携・協力はもとより、各行政機関における総合型クラブへの理解や支援がさらに強固なものになっていくような好循環を期待するというイメージです。

図4. 登録・認証制度がもたらす効果（好循環イメージ）



7 今後の展望

令和4年3月25日に策定された国の第3期スポーツ基本計画では、次のように記載されています。

(第3期スポーツ基本計画抜粋)

第2部 今後取り組むべきスポーツ施策と目標

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

(10) スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」

②地域のスポーツ環境の構築

[具体的施策]

ウ 国、JSPO及び地方公共団体は、中間支援組織⁶⁷が取り組む総合型クラブの自立的な運営を含む質的充実や地域課題の解決に向けた取組を支援する。

エ 国及びJSPOは、総合型クラブの登録・認証制度を47都道府県で運用開始し、当該制度を通じて、総合型クラブの質的な向上を図るとともに、総合型クラブと地方公共団体等との連携による地域課題の解決に向けた取組を促進する。

67 総合型クラブ登録・認証制度の運用を通じて総合型クラブの支援を担う都道府県体育・スポーツ協会のこと。

上記の具体的施策に記載されているように、今後は、登録・認証制度の運用を通じて、総合型クラブの質的向上や、総合型クラブ、都道府県スポ協、都道府県行政等の関係者の連携による地域スポーツ環境の整備やスポーツを通じた地域課題解決に向けた取組を促進することが求められています。

第3期スポーツ基本計画では、その他にも様々な取組が盛り込まれていますが、「総合型クラブ」の文言が多く施策に見られ、総合型クラブに対する期待が一段と高くなっているものと認識しています。

また、昨今議論が活発になっている運動部活動の地域移行に関して、総合型クラブはその受け皿のひとつとして期待されています。

登録・認証制度を基に、総合型クラブの質的な向上を図るとともに、総合型クラブの信頼性を確保することにより、学校や行政等との連携体制の構築を促進し、持続可能な子どものスポーツ環境を構築していきたいと考えています。

登録・認証制度は、関係者の皆さまのご理解とご尽力により整備することができました。これからは、制度を活用した取組の実践が必要になります。特に前述した制度がもたらす効果のイメージを具現化することが重要であると考えています。

引き続き関係者の皆さまとともに、総合型クラブによる地域スポーツ環境の整備・充実はもとより、スポーツを通じた地域課題の解決に向けた取組を全力で促進していきたいと考えておりますので、今後ともご協力のほど何卒よろしくお願いいたします。

特集

障がい者スポーツに取り組むクラブ



NPO法人斐川体育協会 ひかわスポーツ夢クラブ ＜島根県出雲市＞



総合型クラブは、障がい者スポーツの推進などの様々な地域課題の解決に向け、地域スポーツ団体等と連携を図ることが重要となってきます。また、地域コミュニティの核として期待されている総合型クラブは、地域の障がい者がスポーツに親しむことができる環境を今後さらに提供することも望まれております。

そこで今回は、障がいのある方も活動しているクラブについてご紹介いたします。

1 クラブ概要

団体間の連携強化のため斐川体協と夢クラブが合体

平成20年に斐川町教育委員会によって設立準備委員会を立ち上げ、平成22年3月21日に総合型地域スポーツクラブ「ひかわスポーツ夢クラブ」を設立しました。その後、地域スポーツ推進団体を一本化し団体間の連携を強化することを目的として、平成27年4月にはNPO法人斐川体育協会がクラブ事業を引き継ぎ、「NPO法人斐川体育協会ひかわスポーツ夢クラブ」となりました。

フィットネス事業を中心に12教室、5サークル活動、年間5イベントを実施

指定管理団体としては、1つの文化施設、3つの体育館の管理を行っています。町内には中学校2校、小学校4校、幼稚園および保育園が13園あります。地区体育協会6協会、競技団体18団体、スポーツ少年団25団が活動するスポーツが盛んな町です。また、総合型クラブとしては、出雲市斐川町内を主な活動範囲とし、フィットネス事業を中心に12教室、5サークル活動、そして年間5つのイベントを実施しています。クラブマネジャー1名を中心に運営していますが、経験豊富な法人スタッフのサポートを受けながら会計処理や教室サポートを行っています。



2

障がいの軽重に関係なく子どもが楽しめる 「スポらく教室」

【取り組むきっかけ】

障がい児家族のサークルからの依頼が端緒

障がい者スポーツに取り組みたいと感じたのは、学校、会社での運動指導現場において、障がい者の方々の健康課題を実感していた時です。日常生活の不活動性が高い障がい者は、健常者以上に肥満、高血圧等の生活習慣病のリスクが高まるため、学校、施設、会社等においては、このような状況を解消するため積極的な運動の機会を設けています。しかし、障がいがあるゆえに抱えてしまう運動に対する嫌悪感、不安感、無関心等によって運動習慣の定着は難しいと感じていました。

障がい者も健常者と同じように、運動によって健康づくりができないか模索していたところ、障がいのある子どもがいる家族のサークルより「運動指導をしてほしい」と依頼がありました。その指導経験から「子どもの頃からの運動に親しむ習慣づくりが、生涯を通じた健康的な生活習慣の土台になるのではないか」と考えました。

ただ、その頃は、周囲の障がい者スポーツに対する理解は薄かったため、当然、障がいのある子どもたちが日常的に運動できる場はほとんどありません。「なければ作ろう!」ということで、障がいのある子どもたちの生活体力向上を目的に教室を開設しました。“運動やスポーツ”を“楽に楽しく”そして“わかりやすく”という思いから「スポらく」と名付け、障がいのある子どもたちと、その家族の協力を得ながら始めました。

【活動の現状】

他協会とも連携 知的障がいの小・中学生が対象

この教室は知的障がいがある小・中学生を対象としており、頭や体を使ったレクリエーション運動や音楽を使ったリズム運動が主なプログラムで、さらに、島根県レクリエーション協会や島根県障害者スポーツ協会と連携し、その幅を広げています。特に、島根県障害者スポーツ協会へ指導者派遣を依頼することで様々なパラスポーツも体験でき、教室の子どもたちが自分の得意なものや好きなものを見つけ、教室卒業後に新たな活躍の場へ進んでいくことも期待しています。

また、文化施設やスポーツ施設の指定管理を行っていることから、指定管理施設内の芝生グラウンドでボール遊びをするなど、年間計画や教室中の安全管理が行いやすいというメリットがあります。加えて、近くにある空港でウォーキングイベントを主催し、「スポらく教室」の子どもたちも一般参加者と一緒に飛行機を見るなど、地域の環境を生かした取り組みも行っています。



島根県障害者スポーツ協会指導のもとボッチャを体験する様子
その他にもフライングディスクやラダーゲッターを体験



スポらく教室のレクリエーション運動で棒取りをする様子
体育館を貸し切って走り回っています

【気をつけていること】

個性を生かし、「好き」を引き出す

障がい者スポーツを行う際には、ケガのリスクに配慮し安全面に気をつけることはもちろん、個性を生かし、安心して活動に取り組めるよう心掛けています。ボールが好き、音楽が好き、慣れた環境が好き、このスタッフが好きなど、個性は人それぞれですが、好きではない活動や新しい環境などの変化がきっかけで混乱を起こす子どももいました。それぞれの好き嫌いは体験してみないと分かりません。いかに「好き」を一つでも多く引き出し、興味・関心につなげるかが事業のポイントだと感じます。

【ペガーボールとの出会い】

運営費確保できず教室存続の危機→ニュースポーツに重点

事業を継続していく上で運営費の確保が毎年の課題となっています。施設使用料は減免対象ですが、参加者の会費だけで教室運営を検討すると、指導者の確保、道具や環境の充実を図ることが難しく、個人負担が大きくなってしまったため、島根県障害者スポーツ協会活動支援金を受け何とか活動が継続して成り立っている状況です。しかし、活動支援金も交付金額が毎年異なるため安定した収入は見込めず、ここ数年のコロナ禍の影響により参加者が減少し、教室存続も危うくなりました。

そこで今では、令和元年12月から取り組んでいる「ペガーボール」というニュースポーツに重きを置き活動を続けています。「ペガー」とは「くつつく」という意味があります。基本は鬼ごっこですが、鬼はマジックテープが前後に付いたポンチョを着ており、逃げる鬼に目掛けてボールを投げるとい、ボール投げと鬼ごっこが合体したシンプルなスポーツです。平成26年度福岡県障害者スポーツ活性化事業で考案されたスポーツで、今では「特別支援学級人気No1」という声もあり、全国で100以上の特別支援学級に普及しています。

中度・重度の子どもと一緒に楽しめる「ペガーボール」

元々、「スポらく教室」には知的障がい軽度の子どもたちが多く参加しており、比較的運動制限のない子どもが多かったのですが、参加者増加に伴い中度・重度など様々な症状の子どもたちが一緒に取り組める活動を検討する必要がありました。そこで見つけたのが「ペガーボール」です。

当初知名度が低かった「ペガーボール」を役員等に提案しても、理解を得ることも難しい上にクラブには新しく備品を購入する余裕も無く、「かなわぬ夢」となりそうでした。「お金が無いなら捻出すればいい」「無名なら説明して知ってもらえばいい」と、不屈の精神で資金調達と周知のためにチャリティーイベントを開催し、寄付金を得て何とか購入することができました。

子ども・家族から大好評 地元メディアでも紹介

早速「スポらく教室」でも取り組んだところ、子どもたちや保護者もみんな口をそろえて「楽しいー！」と大好評でした。また、障がいがある子どもたちだけでなく指導者も家族も一緒になって楽しめる点が最大の利点でした。それぞれの障がいに合わせた運動レベルで取り組むことができ、シンプルなルールなので自由自在にアレンジして取り組むことができます。

その後、養護学校をはじめ地元の幼保園や親子活動など多くの団体へ「ペガーボール」の貸出を行っています。また、メディアからの取材依頼もあり「障がい者と健常者が一緒に楽しめるペガーボール」として、地元のテレビや新聞などで多く取り上げられました。



スポらく教室でペガーボールに取り組む様子
あっという間の20秒で大笑いしました



ペガーボール
マジックテープのポンチョとボール40個
1セットで6万円

3 コロナ禍で制約ある中、好評教室を今後も継続

障がいのある子どもたちは新型コロナウイルスに感染した際のリスクが大きいという見解もあることから、「スポらく教室」の定期開催、参加が難しいという点が最大の課題です。現在は、コロナ禍によって子どもを対象とした定期教室の開催が難しいという判断から、「スポらく教室」は単発開催とし、気軽に状況に合わせて参加できる環境を整えていく予定です。

嬉しい声を励みに、幅広い障がい者が楽しめる環境づくりを

一方、「中学校を卒業してもスポらく教室に取り組みたい」「教室のおかげで運動量が増えた」「学校でも運動の機会が少ないので嬉しい」「この教室に来ると子どもが生き生きしている」など嬉しい声も多く、継続の必要性を感じるとともに、障がいの種類や年齢を限定した教室ではなく、様々な障がいを持った方々が生涯にわたり取り組めるスポーツの環境づくりに取り組んでいかなければいけないと強く感じています。

令和12年には第84回国民スポーツ大会、第29回全国障害者スポーツ大会が島根県で開催されます。本クラブでは、障がい者スポーツ人口の増加はもちろん、健常者・障がい者問わず一緒に楽しくスポーツに取り組める環境づくりの柱になれるよう活動を続けていきたいと思っています。

(NPO法人斐川体育協会ひかわスポーツ夢クラブ クラブマネジャー 若槻 かおり)

クラブ プロフィール

設立年月日 平成22年3月21日

所在地 島根県出雲市斐川町上直江2469

運 営 会員数321名(令和4年3月現在)、予算規模550万円(令和3年度)

特 徴 中高年を対象とした健康づくり教室を中心として、キッズプログラムや大人の部活動、イベント事業など、地域や世代の枠を超えて一緒に参加できる事業を行っています。

連絡先 〒699-0624 島根県出雲市斐川町上直江2469 アクティーひかわ内

TEL 0853-72-7411 FAX 0853-72-7411

URL <https://hikawa-yume-club.jimdofree.com>

E-Mail ym-club@icv.ne.jp



特集

障がい者スポーツに取り組むクラブ



NPO法人しいだコミュニティ倶楽部

<福岡県築上町>



総合型クラブは、障がい者スポーツの推進などの様々な地域課題の解決に向け、地域スポーツ団体等と連携を図ることが重要となってきます。また、地域コミュニティの核として期待されている総合型クラブは、地域の障がい者がスポーツに親しむことができる環境を今後さらに提供することも望まれております。

そこで今回は、障がいのある方も活動しているクラブについてご紹介いたします。



1 クラブ概要

スポーツ7教室、文化4教室、ストレッチ教室、大会・イベントを展開

NPO法人しいだコミュニティ倶楽部(通称「しいコミ」)は、多種目、多世代、多志向型を目指し、スポーツ・文化活動の普及・振興を図るとともに地域住民の健全な心身を育成し、明るい豊かな未来の実現を目的に、平成17年3月に設立され、平成24年11月に法人格を取得しました。

会員数は個人226名で、団体では築上町身体障がい者福祉会など3団体(令和4年3月末)が会員となっています。7歳から91歳と幅広い年齢層の皆さんが活動しています。教室はグラウンドゴルフなどスポーツ7教室、書道など文化4教室、ストレッチ教室です。そのほか、大会、イベントを実施しています。

年会費は、個人7,200円(保険料を含む)、団体1口30,000円です。会員は全ての教室に参加(別途参加費が必要な教室有)できます。また、築上町から、体育施設管理運営、貯筋運動教室などの委託を受け事業を実施しています。

★団体会員の3団体★

1. 社会福祉法人恵愛会 障がい福祉サービス多機能型事業所「ワークランド・こすもす」
2. 社会福祉法人陽光福祉会 生活介護・就労支援事業所「陽光学園おやまだ」
3. 築上町身体障害者福祉会



スタッフ・指導者による運営委を毎月1回開催

事務局は、築上町椎田体育館事務室です。スタッフは、公益財団法人日本スポーツ協会公認アシスタントマネジャー2名、事務1名です。事業実施にあたっては、スタッフ・指導者21名による運営委員会を毎月1回開催し、事業運営をしています。

2 障がい者対象のスポーツ教室「ときめき教室」を開催

「アダプテッドプロジェクト協議会」とのコラボが契機に

障がい者スポーツへの取り組みのスタートは、アダプテッドスポーツプログラム研究（徳島大学）のモデルクラブになり、「総合型地域スポーツクラブ」と「アダプテッドプロジェクト協議会」とのコラボレーションでの実践により平成24年5月から、フライングディスク体験教室を3か月間実施しました。その後、参加者から続行の希望があり、同年9月から障がい者を対象としたスポーツ教室「ときめき教室」を毎月2回開催し、障がい者と健常者が一緒になった交流スポーツ大会も開催しています。

このことから、障がい者スポーツの取り組みが広がり、築上町から委託を受け、車いすバスケット体験教室の開催や築上町社会福祉協議会から要請を受け、障がい者スポーツ交流会を開催しています。

【ときめき教室】

毎月2回開催

参加者： 団体会員の「ワークランド・こすもす」「陽光学園おやまだ」の通所者

参加者数：30～40名

種 目： フライングディスク、だるま落とし、ボッチャ、ストラックアウト、ソフトバレーボール、卓球バレー、ビンゴボード、オーバルボール、カローリング、スポンジボーリング、ビンゴボード、バッコーなどから3～4種目実施

指導者： 久本成美、奥田義人、川端政廣、馬場千恵子、白川美香

（〔公財〕日本パラスポーツ協会公認初級障がい者スポーツ指導員）

中山育美（〔公財〕日本パラスポーツ協会公認中級障がい者スポーツ指導員）

【交流スポーツ大会】

年1回開催

参加者： 60名

実施内容：障がい者と健常者が一緒になって楽しむボッチャ大会

レク式体力チェック

指導者： 渡邊明江（〔公財〕健康・体力づくり事業財団 健康運動指導士）

久本成美（〔公財〕日本パラスポーツ協会公認初級障がい者スポーツ指導員）

中山育美（〔公財〕日本パラスポーツ協会公認中級障がい者スポーツ指導員）



ときめき教室

月2回の定期教室 アダプテッドスポーツを実践し、誰もが楽しめる工夫やルールを考案して開催しています。



車いすバスケット体験教室

築上町の委託を受け開催
町内の中学校で生徒に指導教室を通じて
共生社会の在り方を伝えています。

ニュースポーツ体験の「スポーツ屋台村」も実施

また、スポーツ庁の「令和3年度Specialプロジェクト2020(特別支援学校等を活用した地域における障がい者スポーツ拠点づくり事業)」に当クラブが応募し、採択されたのを受け、福岡県立築城特別支援学校において、いろんなニュースポーツが体験できる「スポーツ屋台村」などを開催しました。※1

事業実施にあたり、スタッフの育成・確保が一番重要であります。そのために、「障がい者スポーツについて」「リスクマネジメントについて」「卓球バレーのルール・実技」などを学ぶための、障がい者スポーツボランティアスタッフ養成講習会を2日間開催し、33名が受講しました。講習会を受講した人を、福岡県立築城特別支援学校における授業やクラブ行事にスタッフとして参加していただいています。

事業を開催するにあたっては、参加者は理解力、身体能力、障がいの程度がそれぞれ異なることから、リスクマネジメントに気を付けています。障がい者の方々がスポーツを楽しみ、一緒にその時間を有意義に共有できるよう、毎回、事前にスタッフによるミーティングを実施し、企画や実施種目を決定しています。

※1 令和3年度「Special プロジェクト2020(特別支援学校等を活用した 地域における障害者スポーツの拠点づくり事業)」成果報告書

https://www.mext.go.jp/sports/content/20220214_spt_kensport01_000022482_01_11.pdf



スポーツ屋台村 特別支援学校

いろんなニュースポーツ体験ができ、大変好評なイベントです。毎年、生徒たちが楽しみにしています。



障がい者ボランティアスタッフ養成講習会

専門講師による2日間の講習会
障がい者スポーツのノウハウや、競技ルール、
リスクマネジメントなどを習得します。

3 共生社会の実現に向け、障がい者スポーツを推進

事業実施には財源確保が課題

Specialプロジェクト2020の事業で実施した、福岡県立築城特別支援学校の児童・生徒全員から感想文をいただき、「来年もぜひ学校に来てほしい」との要望がありました。しかし、事業を実施するには財源が課題となります。そのためには各種補助事業を受託する必要があると考えます。

障がい者スポーツを推進していくことで、障がい者、その家族、施設などへのつながりを持つことができました。そして共生社会の実現に向け、障がい者スポーツを通じて、地域にも障がいへの理解を深め、誰もが住みやすく、楽しめる地域になるよう努めていきたいと思っています。

ニュースポーツを通じて新たな交流の創設を

併せて、ニュースポーツの楽しさや良さを味わう体験を通じて、多様性を認めて自分の力を発揮しようとする力を育成し、社会参加への意欲や地域社会との新たな交流のきっかけづくりに努めていきたいと思っています。

財源確保等の課題がありますが、多くの児童・生徒をはじめ、先生から要望のあった「スポーツ屋台村」などを引き続き実施していきたいと思っています。

(NPO法人しいだコミュニティ倶楽部 理事長 久本 成美)

クラブ プロフィール

設立年月日 平成17年3月26日(平成24年11月26日法人登記)

所在地 福岡県築上郡築上町大字高塚787番地2

運 営 会員数:個人226名、団体3(令和4年3月現在)

予算規模 10,686千円(令和3年度)

特 徴 地域住民が気楽に集まって、多種多様なスポーツ活動や文化活動を通じて、より良い人間関係をつくり、地域の連帯感や、それぞれの生活の中に「幸せ」や「楽しさ」を生み出すクラブです。

連絡先 〒829-0331 福岡県築上郡築上町大字高塚787番地2

TEL 0930-56-0075 FAX 0930-56-0075

E-Mail s-taiikukan@mild.ocn.ne.jp

連載

学校運動部活動と連携するクラブ



一般社団法人スポーツリンク白川

＜岐阜県白川町＞



学校運動部活動をめぐっては、少子化による生徒の減少、それに伴う教員数の減少、専門的指導力を持つ教員の不足等により、生徒のニーズに応じた部活動自体が成り立たなくなる現状があります。

このような中、令和2年9月に文部科学省が示した「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」では部活動の地域移行について示されており、総合型クラブと学校運動部活動の連携が期待されています。

そこで今回は、学校運動部活動と連携するクラブの取り組みを紹介します。

1 クラブ概要

岐阜県加茂郡白川町は、南西の美濃加茂市や北の下呂市、飛騨地方へとつながるところに位置しており、北から流れる飛騨川、東から流れる佐見川、白川、黒川、赤川などが合流して南西へと流れる「とびっきりの清流と豊かな緑」が自慢の町です。

しかし、他の市町村と同様に、少子高齢化で人口減少（令和4年4月現在7,524人）が大きな課題になっています。

3団体が統合し、「リンク」（つながり）を大切に活動

そこで、スポーツ・文化活動を通して地域の人々や各団体が力を合わせ、活力ある人々が暮らす、活力のある町づくりを推進するために、平成29年3月に「総合型地域スポーツクラブ：チャオ白川スポーツクラブ」「白川町体育協会」「白川町スポーツ少年団」の3つの任意団体が1つになって「一般社団法人スポーツリンク白川」を設立しました。スポーツリンク白川を設立する前は、団体のスポーツ行事をお互いが把握しておらず、イベント実施日が重なってしまったり、同じようなイベントが乱立するといった問題がありました。そこで、「スポーツ団体の一本化を図ることはできないか」という提案が議会から出されことがきっかけとなり、スポーツリンク白川を設立することとなりました。名称の中の「リンク」には、つながる・絆の意味があり、人と人、団体と団体、白川町と他市町村というように、多世代の方のつながりを大切に展開したいと思います。



3スポーツ施設を指定管理 会員数560人

現在、大野台グラウンド・体育館など、町内3つの公共スポーツ施設の指定管理を受託するとともに、スポーツ振興施策の一元化、町内イベント企画、競技スポーツ・生涯スポーツの推進、そして、地域連携の中核的役割を担えるよう日々、取り組んでいます。

会員数は560人。スポーツ活動は当クラブ傘下のサークル、スポーツ少年団、各種目の協会を軸に、誰でも参加可能な教室やイベントを開催しています。

2 保護者・指導者・学校長・顧問・クラブで 情報共有し年間活動に

中学側(生徒・保護者)からの要請で連携がスタート

23年前にさかのぼります。クラブがある白川町の「白川中学校」の生徒や保護者から「通常の部活動以外にも活動したい！」「もっと練習させたい」といった要望があったため、部活動の終了後に有志の先生や保護者、地域指導者による「延長部活(19時まで)」を実施していましたが、事故やトラブルが起きた際、責任の所在を明らかにできないことから14年前に「チャオ白川スポーツクラブ」(現「スポーツリンク白川」)が「延長部活」を引き継ぐことになり、「スポーツリンク白川」が設立されるまで、白川中学校と連携して部活動を運営してきました。

学校単独の部活動に限界→受け皿としてクラブ側が支援

クラブの部活動への参入には種々の理由がありました。学校単独の部活動には限界があります。顧問の先生はおおよそ3年で異動しますし、部活動を19時までやっていることが問題にもなっていました。また、地域指導者へ指導を依頼した場合でも、延長部活動を指導していただいている学校側からは、地域指導者に意見を言いにくいという側面もありました。

クラブ部活動で受け入れる際も、あくまで部活動の考えをベースに総合型クラブ(地域の活動)で受け入れることがはじまりであるので、勝利至上主義の指導にならない、またふさわしい言葉遣いなどが求められます。

関係者が一堂に会する「部活動育成会」で意思統一

クラブには地域と保護者が子どもたちの活動を支える「部活動育成会」があります。この組織は、「どんな指導者がいるかを学校側も知りたい」、「地域指導者もどんな人が顧問かを知りたい」、「チームの目標を統一にしておきたい」などの声を受け、中学生の部活動に関わる全ての人々が一堂に顔を合わせる会という趣旨で立ち上げました。メンバーは校長、部活動主任、保護者代表の部活動育成会長(PTA副会長)、部活動顧問、地域指導者、各部活動保護者会長、スポーツリンク事務局、スポーツリンク部活動担当理事です。この組織で学校側と保護者会、地域指導者が同じルールの元で活動するための「規約」を設けました。

現在、白川中学校の生徒は「スポーツリンク白川」のクラブ会員として、保護者会の推薦を受けた社会人指導者の指導・助言で「スポリン」（クラブ側が携わる部活動運営の総称）の活動に励んでいます。同指導者は、学校とクラブの承認を得て委嘱し、謝金は各部活動が支払う形式をとっております。

年間チーム目標「ドリームシート」策定で部活動を適切に管理・実施

部活動を実施するにあたって、生徒が学校生活をしっかり送ることが大切ですので、スポリンの活動が過度にならないよう、保護者会会長から「スポーツリンク活動計画書」を毎月提出していただき、学校とクラブの承認を得て進めています。同計画書は、保護者会（会長）が地域指導者と相談して決めます。これを顧問に提出し、部活動を実施する時に顧問が確認欄に○をつけます。

「部活動育成会」は年2回（4月・9月）開催しており、各部保護者会長、社会人指導者、顧問、学校長、クラブ代表者を集めて、活動計画やクラブの報告事項をはじめ、活動規約の見直しなどを行っています。さらに、顧問や社会人指導者の指導方針をヒアリングし、部活動が適切に実施されるようクラブが指導しながら、1年間の各チームの活動目標を「ドリームシート※1」として作成し、保護者会とも共有しています。顧問についても希望者は、地域指導者登録、スポーツリンク白川会員登録をして地域クラブ活動に参加が可能となっております。運動部活動の野球・剣道・男女バスケ・女子バレーだけでなく、吹奏楽部も「部活動育成会」の対象となっております。

廃部となった部活動については、地域クラブのチームとしてスポリン活動と同様な活動形態でサポートしております。

※1活動目標「ドリームシート」の記入例

【女子バレーボール】

「チーム目標」	県大会1勝 喜怒哀楽
「スポリン 活動の方針」	とことんバレーボールを好きになってもらう そのために大切な3つの柱 1. 楽しさ 2. 心身ともに鍛え上げながら自己肯定感を育てる 3. 仲間と共に目標に向かって頑張ることの大切さ 仲間を思いやる気持ちを育てる
「指導のねらい」	・礼儀を大切に ・体力の育成 ・ねばり強い取り組み



ソフトボール部が廃部となったのち、クラブチームBLAZE(ブレイズ)として活動している。白川町と可児市の合同チーム



地域指導者による吹奏楽部の指導



学校統廃合が行われ、令和4年度から部員数が増えたバスケットボール部

3 指導者の半数以上が資格未取得

熱意のある未取得指導者に依存 この現状をどう改善するかが課題

現在20名の地域指導者がいるうち、専門種目資格保有者は7人ですが、指導資格がない方も指導者として認めております。中山間地域で、高校や大学がない町では、指導者の確保は長年の課題です。資格有無よりも、地域で中学生の活動を支えたいという思いの強い方を指導者として委嘱してきた経緯があります。今後、部活動指導員などの育成の動きがありますが、資格取得にかかる費用や時間などの面で、どれだけの方に賛同いただけるか不明です。やはり、資格があることで待遇が得られるなどの保障がない限り、お願いベースでしか頼めないのが現状となっております。

部活動離れによる種目減少を防ぐのもクラブの役割

学校側との連携はうまくいっていますが、部活動の地域移行に関する情報は学校の先生方に十分行き渡っていません。「土日の活動をやってくれるなら、地域にお願いして土日はゆっくりしたい」と思っている先生方も多いかもしれません。これから少子化による生徒数減少はもっと進みますから、部活動離れによる種目の減少も十分想像できます。地域クラブがその種目を維持できるだけの環境を醸成することが、これからの課題となります。

クラブ独自の講習会を今後も継続

クラブとしては年間、テーピング講座やスポーツ栄養学など、クラブ独自で講習会を開き、地域指導者の質の向上を目指しています。資格保有が理想ではありますが、今できる取り組みとして座学・講習会の提供はこれからも行っていきたいと考えます。

(一般社団法人スポーツリンク白川 クラブマネージャー兼事務局 渡辺 靖代)



女子バレーボール部対象のテーピング講習会

クラブプロフィール

- 設立年月日** 平成29年3月5日（平成29年3月1日法人登記）
- 所在地** 岐阜県加茂郡白川町河岐1645番地1
- 運営** 会員数560名（令和3年3月現在）、予算規模1,800万円（令和3年度）
- 特徴**
- ・総合型クラブ、体育協会、スポーツ少年団が一つになったクラブ
 - ・幼児期から高齢者までの運動機会を提供するクラブ
 - ・スポーツを核とした、交流人口の拡大を目指す
 - ・行政と連携した町民の健康づくりを实践
- 連絡先** 〒509-1105 岐阜県加茂郡白川町河岐1645番地1
TEL 0574-72-2317 FAX 0574-72-2503
URL <https://www.link-shirakawa.or.jp/>
E-Mail info@link-shirakawa.or.jp





助成金情報

エネルギー文化・スポーツ財団2022年度助成 後期募集情報

【実施団体】（公財）エネルギー文化・スポーツ財団

中国地域に所在する文化、スポーツに関する団体が主催し、中国地域在住者が過半数を占める活動で、中国地域内において行う活動を対象とします。

【申込期間】2022年5月1日（日）～6月20日（月）（当日消印有効）

申込書をダウンロードし必要事項を記入のうえ、簡易書留にて郵送してください。

詳細は以下のページをご覧ください。

<https://www.energia-zaidan.or.jp/support/application/>

ヨネックススポーツ振興財団 2022年度助成金

【実施団体】（公財）ヨネックススポーツ振興財団

ジュニアスポーツ振興助成事業（全スポーツ競技）

全てのスポーツ競技において、ジュニアスポーツの振興に関する事業を積極的に行い、奨励し、または自ら行い、かつ当該団体としての活動を実施している団体を対象とします。

【申込期間】

後期 対象期間：2022年10月1日～2023年3月31日の事業

申請期限：2022年6月20日（当日消印有効）

交付決定：2022年9月1日頃（予定）

交付申請要領をご確認いただき、助成金交付申請書等を提出してください。

<http://www.yonexsports-f.or.jp/joseikin.html>

令和4年度 子どもゆめ基金助成金〈二次募集〉

【実施団体】（独）国立青少年教育振興機構

子どもの健全な育成を図ることを目的に、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に行われる子どもの各種体験活動や読書活動に対する助成を行います。

【申込期間】 郵送による申請／令和4年5月1日～6月14日

電子申請／令和4年5月1日～6月28日

郵送や宅配便の場合は、申請書をダウンロードし必要事項を記入のうえ、簡易書留など配達記録の残るものを利用してください。封筒には「申請書在中」と記入します。

<https://yumekikin.niye.go.jp/jyosei/>





お知らせ

日本スポーツ協会情報

メールマガジンのバックナンバー検索システムを公開

当協会ホームページでは、本号を含め、メルマガ162号分のバックナンバーを公開しています。その中から気になるテーマの記事が検索できるよう、メールマガジンの検索システムを公開しました！

過去のメールマガジンでは、学校運動部活動の地域移行や財源の確保、人材育成、障がい者スポーツに取り組むクラブなど様々なテーマを取り上げています。

どなたでもご利用できますので、ぜひ気になるテーマを検索してみてください！

<日本スポーツ協会HP メールマガバックナンバー検索>

<https://www.japan-sports.or.jp/local/tabid519.html>

ウクライナにスポーツと共にある平和な日常を！ウクライナ支援の義援金募集

ウクライナに平和が戻り、そしてスポーツ活動が1日でも早く再開できることを願い、当協会、日本オリンピック委員会、日本パラスポーツ協会のスポーツ統括3団体が協力し、義援金を募集することが決定しました。

義援金につきましては、特定非営利活動法人国連UNHCR協会（日本における国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の公式支援窓口）に寄付いたします。

皆様のご理解とご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

●取扱期間

令和4年4月22日（金）～7月29日（金）

●振込先

三菱UFJ銀行 渋谷支店 普通預金 1780323

公益財団法人日本スポーツ協会

※義援募金は、当協会を通じて、特定非営利活動法人国連UNHCR協会に寄付するものであり、領収書・受領書の発行は出来かねますのでご了承ください。

<問い合わせ先>

公益財団法人日本スポーツ協会 財務部財務会計課

E-mail: zaimugienkin@japan-sports.or.jp

詳しくはこちら

<https://www.japan-sports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=4561>